

令和3年度

**第16期第8回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年11月9日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年11月9日(火) 午前10時から10時28分まで

場所 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(共同漁業)について
- 4 その他 (1) 真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について
(2) 太平洋広域漁業調整委員会の開催について
(3) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子
(斜体字: Web出席)

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
課長補佐兼班長 勝田孝司
(漁業調整班)
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 20 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第8回三重県海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は委員総数15名中、WEBによる出席を含め全員出席でございます。委員会は成立しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員会運営規定第12条に基づき議事録署名者として永富委員と木村妙子委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて令和3年10月29日付け農林水第24-1049号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和3管理年度のくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については、水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

1-4ページをご覧ください。

今回の諮問は令和3管理年度、令和3年4月から令和4年3月末日までのくろまぐろ（小型魚）に係る知事管理漁獲量について、漁業種類別の漁獲可能量に追加配分等を行うために変更するものです。くろまぐろに係る漁獲可能量については、国からの当初配分を漁業種類別の漁獲可能量として一旦配分しています。その後国から追加配分された時に養殖用種苗が当初の配分では不足するため、養殖用種苗採捕漁業のみ2.5トン进行6月に追加しています。これからくろまぐろ（小型魚）の漁獲が再び増加する時期を迎えるため、県で現在留保している7.5トンについて、種苗採捕漁業を除いた各漁業種類に均等に追加配分するとともに、9月で養殖用種苗の採捕が終了したことから一部を残して余剰分を県の留保として回収するものです。1-5ページをご覧ください。上の表が小型魚の配分で、左から漁業種類、当初配分の量があり、6月に国から追加配分が9.9トンあったため、養殖用種苗に2.5トン配分し、残り7.5トンを県留保としています。10月現在の配分量、9月までの漁獲実績は表のとおりです。今年定置漁業で思ったほど小型魚が獲れなかったため配分量に対して比較的残量が残っていますが、これから年末、年明けにかけて小型魚が再び漁獲される時期を迎えますので、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業に2.5トン

ずつ追加配分し、養殖用種苗の残量 1.2 トンについては、まだ数量が確定していないため、余裕を残して 0.9 トンを回収することとしています。配分後の数量は、定置漁業 12.7 トン、中型まき網漁業 11.0 トン、その他漁業 9.1 トン、養殖用種苗採捕漁業 3.6 トン、県留保 0.9 トンとなります。なお、養殖用種苗採捕漁業の 3.6 トンは最終的に回収させていただくことになると思います。

この配分案については、鳥羽市以南の沿海漁協にあらかじめ提示させていただき、同意をいただいています。

説明は以上です。よろしくご審議ください。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」、を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。

このうみがめ等の採捕に関する委員会指示は、平成 4 年 4 月 1 日付けのうみがめの管理・保存に関する水産庁通達に基づき、平成 4 年 8 月 7 日付けで最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

指示の内容説明の前にまず採捕承認、採捕報告、遺がい処理報告の状況について報告します。2-29 ページをご覧ください。現在発動中の指示により、うみがめの採捕を承認している状況です。5 件承認しており、1 件目から 4 件目は幼体や卵の保護、調査を目的として毎年申請があるものです。5 件目の火力発電所からの申請は、迷い込んだアカウミガメの保護のためです。2-30 ページから 2-31 ページは採捕および遺がい処理の報告で、令和 2 年の採捕承認に基づいて令和 2 年から令和 3 年に報告があったものです。流失回避のためにアカウミガメの卵 253 個を保護したと報告がありました。また、成体、幼体の採捕はアカウミガメ 10 頭、アオウミガメ 66 頭の計 76 頭であり、標識などを装着のうえ再放

流されています。2-32 ページから 2-34 ページが遺がい処理報告です。アカウミガメ 31 頭、アオウミガメ 60 頭、タイマイ 1 頭の計 92 頭です。標本化以外の処理方法は埋却や焼却です。

2-1 ページと 2-2 ページをご覧ください。

左が変更案、右が現行の指示です。今回変更するところはアンダーラインの部分で、告示年月日、委員会会長名、指示の有効期間です。告示年月日は公報登載予定日で令和 3 年 12 月 3 日の予定です。指示の有効期限は 1 年間で、令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までです。2-3 ページと 2-4 ページは、事務取扱要領の変更案です。指示の変更に合わせて、制定日と有効期間を変更しています。内容に変更はありません。2-5 ページと 2-6 ページは採捕承認基準の変更案で、取扱要領と同様に制定日と有効期間の変更のみです。2-7 ページから 2-28 ページは様式で、事務手続きを行う際の県民の負担軽減のため、押印の見直しが行われており、基本的には様式から押印を省略するものです。ただし、2-13 ページの船舶使用承諾書と 2-15 ページの漁業権者の同意書は第三者の意思表示の証明となる様式のため、押印は省略せず「自署の場合は押印を省略できる。」との記載を追加しています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは議案 2 については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 2 については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項 1 「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告（共同漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 3 をご覧ください。

前回委員会で定置漁業における漁獲報告状況についての報告がありました。今回は、共同漁業における資源管理の状況等についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

前回委員会で定置漁業の報告をさせていただきましたが、漁業法で免許権者から年1回報告を受け、海区漁業調整委員会に必要な報告をすることとなっているため、令和2年分について報告させていただきます。

3-2ページをご覧ください。

免許権者から提出いただいた報告をとりまとめたものです。免許番号が1号から169号まであり、共同漁業権第1種、第2種、第3種、第4種全てから報告をいただいています。

手元配布の資料をご覧ください。

法第91条第1項第1号の判断基準については、改正漁業法の施行時に国からガイドラインが発出されており、県が提出を受けた際のチェック項目がありましたので、それに準じた形で「漁業関係法令を遵守している」、「免許についての適格性」を有している、「漁場紛争が起きていない」、「資源管理を適切に実施している」、「漁具を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない」、などの判断基準を設けています。各漁業権者とも行使規則を守ったうえで資源管理などにも取り組まれており、判断したところ全て「○」でした。行使状況は、漁業法が令和2年12月から施行されましたので、令和2年12月の1カ月分の報告でも良いとしています。そのため12月だけの行使状況の場合、例えば、伊勢湾内のはまぐり漁業やばかがい漁業、外海のさざえ漁業など操業期間以外の漁業もあります。また、資源保護のために操業を行わなかった漁業もあると報告をいただいています。そのため、今後漁業権一斉切替えのためのヒアリングを予定しており、詳細についてはその際に確認させていただく予定です。資源管理の状況等の報告については以上となりますが、3-3ページと3-4ページをご覧ください。今後予定する漁業権一斉切替えのためのヒアリングについて、事前に連絡をさせていただきます。共同漁業については漁業権の切替えが令和5年9月1日からであり、ヒアリング等を始める時期になってきました。現在、漁業権を取得している漁業協同組合や漁連に対しヒアリングの日程調整をしています。今回は共同、区画、定置の切替えが全部重なる10年に一度の件数が多くなる切替えです。真珠と真珠母貝以外の共同漁業、区画漁業、定置漁業に関して、11月下旬から3月中旬までの間で日程調整をしています。これまでの切替え時は県関係者と海区委員の皆様と共にヒアリングを行っており、今回もヒアリングへの同席をお願いしたいと思います。現在調整中の日程が定まりましたら改めて相談させていただきますのでよろしくお願い致します。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見ありませんか。

続きまして、その他事項1「真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料の4-1ページをご覧ください。

令和3年度の真珠関係漁場調査のうち、五ヶ所以南海域の真珠関係漁場における登録票の貼付状況及び行使状況等の調査について、三重県真珠養殖適正化対策議会から連絡がありました。9月の調査に参加いただいた浅井会長並びに藤原委員におかれましては、お疲れ様でした。今回は11月19日に調査が行われる予定です。昨年の委員会で「調査を行う時期が漁場に真珠養殖用いかだが置かれている時期よりも早いので、調査を行う時期を遅らせることはできないか」、との意見がありました。協議会にこの旨伝えたところ、真珠の入札会が行われる時期の関係で、これ以上遅らせることは出来ないとのことでした。参加を希望される委員におかれましては、回答期限が短くて申し訳ありませんが、11月10日までに事務局までお願いします。

的矢湾や英虞湾で調査が行われた9月は、新型コロナウイルス感染症拡大に関する非常事態宣言が出ておりましたが、現在は解除されております。今後の委員会活動のために真珠養殖漁場を知る良い機会ですので、ご都合が付くようでしたら、ご参加をお勧めいたします。ご参加いただいた委員の皆様には、旅費、報酬をお支払いいたします。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

その他事項2「太平洋広域漁場調整委員会の開催について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

令和3年10月22日付けで、第36回太平洋広域漁業調整委員会及び第30回太平洋南部会の開催案内がありました。令和3年11月22日（月）に水産庁中央会議室においてWEB会議で行われます。13時30分から15時までが南部会、15時30分から17時30分までが本委員会の予定です。主な議題は記載されているとおりです。この委員会の委員である浅井会長には、当日海区委員室にお越しいただき、出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

12月7日（火）10時から 三重県勤労福祉会館 6階 研修室
議題（案）

- ・くろまぐろ養殖に関する委員会指示

○浅井会長

ありがとうございました。

これもちまして委員会を閉会させていただきます。